

法

務省の法制審議会の民法（相続関係 部会）において、

配偶者の居住権に関する案

民法の相続関係（相続法）の改正が検討されている。すでに中間試案のパブリックコメント（意見募集）は終了しており、この結果を踏まえて、第14回部会（以下、本件部会）が10月18日に開かれた。本稿では、中間試案の各改正案のうち、今後部会で引き続き検討される予定で、かつ関心が高いと思われるものについて解説する。

中間試案の内容と今後の方向性

中間試案では、配偶者の居住権、配偶者の相続分引上げ、遺産分割時の可分債権の取扱い、自筆証書遺言の方式、遺言の効力、遺留分減殺請求、相続人以外の者の貢献などに関するものが挙げられていた。配偶者の相続分引上げなど一部の案は、すでに本件部会で撤回が検討されている（図表1）。

図表1 中間試案の主な内容と今後の方向性（本件部会時点）

改正案	内容	今後の方向性
1 配偶者の居住権	短期：遺産分割確定までの間、無償で建物を使用できる	検討
	長期：終身または一定期間建物を使用できる	検討
2 配偶者の相続分引上げ	婚姻後の財産増加割合によって配偶者の具体的相続分を増やすか、20年（または30年）の間、婚姻している場合に法定相続分を増やす	撤回方向
3 可分債権の取扱い	預貯金債権を遺産分割の対象とする	検討※
	遺言のうち財産の特定に関する事項（不動産の所在地や預金の口座番号）については自書を不要とする	検討
4 自筆証書遺言	遺言の訂正部分の押印を不要とする	撤回方向
	遺言（原本）を公的機関に保管委託できるようにする	検討
5 遺言の効力など	法定相続分を超えて取得した部分是对抗要件が必要	検討
	相続債務の相続人間での負担割合を相続分の指定などに応じた割合とすることができる	検討
6 遺留分減殺請求	遺贈義務者は、遺贈の対象物・権利の担保責任を負う	検討
	減殺請求をする原則として金銭で支払われる	検討
	相続開始前の一定期間（5年など）に、相続人への生前贈与があった場合、遺留分算定基礎財産に算入	検討
	相続人に遺贈・贈与された法定相続分を超える部分の財産を減殺対象とする	撤回方向
7 相続人以外の者の貢献	遺留分の計算の際、遺留分権利者が得た財産価額は具体的相続分相当額とする	検討
	相続人以外の者が被相続人の看護などをした場合、金銭を請求できる	検討

※現在、預金債権の遺産分割に関する事件が最高裁判所の大法廷で審理中であり、判例が変更される可能性があるため、その判決を待って検討を進めることとされている。
（注）各改正案の今後の方向性については、本件部会時点での検討結果に基づくものであり、今後変更の可能性があると留意されたい。
（出所）「民法（相続関係）等の改正に関する中間試案」および本件部会資料14「今後の検討の方向性」を基に大和総研作成

① 現行の取扱い

被相続人の所有する住居は、遺言等がない場合、相続開始と同時に相続人全員の共有となる。そのため、その住居で被相続人と同居していた相続人が相続開始後も住居に住み続けたとしても、他の相続人が反対した場合などは住めなくなるおそれがある。

従来、このような相続人（配偶者に限られない）については、被相続人との間で、少なくとも遺産分割終了までの間、住居を無償で使用させる合意があったものとして居住を認める取扱いが最高裁判所の判例で確立していた。しかし、その住居を他の相続人が遺言で相続した場合などは、そうした合意が認められないため、居住を保護することができないという問題があった。

② 中間試案の取扱い

中間試案では、相続開始時に被相続人が所有する住居に住んでいる配偶者は、遺贈や遺産分割時に長期居住権が考慮される

割などにより、終身または一定期間、住居の使用ができる（長期居住権を取得できる）こととされた。

可分債権の取扱いに関する案

① 現行の取扱い

が、その評価額は所有権と比較すると低く抑えられるため、配偶者の長期居住権以外の遺産の取り分が多くなるとされている。

② 中間試案の取扱い

金債権はその他の相続人が取得するといった遺産分割ができず、柔軟な分割ができないなどの問題があった。

① 現行の取扱い

被相続人と同居していた相続人が、遺産分割終了後も住み続けるには、例えば遺産分割でその相続人自身が住居の所有者となればよい。しかし、その住居の評価額分、住居以外の遺産の取り分が少なくなるので、特に

② 長期居住権

短期居住権を取得したことで配偶者の相続分が減少してしまうことはない。

シンクタンク研究員による

読み解き！最新制度

Vol.21

相続法はどう変わる？

① 中間試案における配偶者の居住権、可分債権の取扱い

現行では、預貯金債権などの可分債権は、原則として相続開始と同時に相続分に従って分割され、各相続人が取得することとされている（最高裁判所判例）。相続人全員が合意しない限り遺産分割の対象にならない。

この場合、主な遺産が預貯金債権のみで、かつ特定の相続人が生前贈与を受けていた場合には、遺産分割の中で生前贈与を特別受益（相続財産の前渡しにあたるような生前贈与など）として考慮することができないため、相続人間で不公平が生じやすい。また、不動産を特定の相続人が取得する代わりに、預貯

図表2 可分債権の取扱いの比較（預金債権の場合）

<ul style="list-style-type: none"> ・ Aが死亡し、相続が開始。 ・ 相続人はAの子BとCの2人。 ・ 相続財産は預金債権4,000万円。 ・ 子Bは生前贈与で5,500万円取得。 	<p>預金債権 4,000万円</p> <p>母A (被相続人)</p> <p>生前贈与 5,500万円</p> <p>子B (相続人) 子C (相続人)</p>	【遺産分割外】	4,000万円×1/2（法定相続分）=2,000万円を取得（注）	
		【遺産分割】	(4,000万円+5,500万円)×1/2-5,500万円（生前贈与）=-750万円（相続分は0円）	
取扱い	現行の	子B	生前贈与 5,500万円 + 預金債権 2,000万円	= (実質利益) 7,500万円
		子C	預金債権 2,000万円	= 2,000万円
取扱い	中間試案の	子B	生前贈与 5,500万円 + 預金債権 0円	= (実質利益) 5,500万円
		子C	預金債権 4,000万円	= 4,000万円

(注) なお、CはBに対して遺留分減殺請求もできるが、この例ではCの遺留分額は(4,000万円+5,500万円)×1/2(遺留分率)×1/2(法定相続分)=2,375万円となり、Cは差し引き375万円しかプラスにならない。

(出所)「民法(相続関係)等の改正に関する中間試案」および現行法令を基に大和総研作成

な場合を想定する。現行では、預金債権は相続開始時に相続分にに応じて分割相続されるので、子BとCはともに預金債権200万円に特別受益にあたる生前贈与5500万円を加算した額(みなし相続財産)に法定相続分を掛け、さらにその額から生

00万円を取得する。ところが、Bは、生前贈与で5500万円を得ているので、実質的に被相続人から7500万円の経済的利益を得ていることになり、Cにとつて不公平な結果になる。他方、中間試案によると、預金債権4000万円が遺産分割の対象となるため、遺産分割で特別受益を考慮できる。Bの具体的相続分は、預金債権400

前贈与5500万円を差し引いた額となり、Bの相続分は0円となる(マイナス分をCに支払う必要はない)。Cは、預金債権4000万円全額を取得することができ、現行と比較してある程度不公平が解消できることになる。

① 現行の取扱い
 現行では、預貯金債権などの可分債権は、原則として相続開始と同時に相続分に従って分割され、各相続人が取得する。そのため、遺産分割前に各相続人が金融機関に対して、相続分にに応じて取得した預貯金の払戻しを求める場合がある。金融機関にとっては、遺産分割前に預貯金を払い戻すと、例えば遺言で法定相続分と異なる相続分が指定されていた場合など、二重払いのリスクを負うことになる。銀行実務ではこのリスクを回避するため、相続人全員の同意書の提出を条件として払戻しに応じるなどの対応を取っており、不安定な対応を余儀なくされているという問題があった。

② 中間試案の取扱い
 中間試案では、遺産分割前の払戻しを認める案と、原則として認めない案の2つが提示されている。原則として払戻しを認めない案では、例外的に払戻しを認める場合として、相続人全員の同意がある場合や、各預金口座の相続開始時の残高のうち一定割合までに限定することなどが検討されている。

この案についても、前述の預金債権の遺産分割に関する事件の判決を待つて、検討を進めることとされた。



小林 幸子 ● こはやし あきこ
 大和総研 研究員 弁護士
 金融商品取引法、会社法のほか、金融・証券税制についても調査を行う。著書として、『税金読本「法人投資家のための証券投資の会計・税務」(いずれも共著 大和証券刊)』。